

中央交渉の対象事項と使用者機関のあり方等について

2009年6月26日

全国労働組合総連合
(公務員制度改革闘争本部)

標記にかかわって、自律的労使関係の確立・協約締結権に関する主要な論点8「国における使用者機関」および、論点9「労使関係の透明性の向上」にも留意しつつ、以下のような意見を表明します。

1、中央交渉の対象事項と使用者機関のあり方

(1) 交渉の対象事項と国における中央交渉の当局の権限について

- ① 民間労使関係や現業公務員における団体交渉と同様に、「構成員である労働者の労働条件、その他の待遇や労使関係の運営に関する事項」については、団体交渉応諾・誠実交渉義務が発生し、労働協約締結の対象となることを基本に検討すべきである。
- ② 使用者機関としては、賃金、労働時間はもとより、安全衛生、福利厚生、退職手当・共済など、労働条件にかかわる事項と、団体交渉のルールなど労使の関係に関する事項を使用者として一括対応可能な権限を有する機関が必要である。
- ③ 使用者・政府を代表して中央交渉に臨む権限を有する機関は、憲法や内閣法の規定から、中央人事行政機関である内閣総理大臣（その権限委任を受けた主任の大臣）になるべきと考える。

法改正や予算措置を必要とする労働協約を締結した場合は、内閣総理大臣の指揮監督のもとで、権限を有する主任の大臣が必要な措置（法案作成など）を講じることになる。

なお、外国の例を参考にするとすれば、中央交渉は、賃金決定権限が各府省に大幅に委任されているイギリスの例ではなく、連邦内務大臣が交渉代表となるドイツや、公務担当大臣が交渉責任者となるフランスの例をイメージしている。

(2) 予算との関係上、交渉結果を処理するために必要な当局の権限について

- ① 交渉の対象事項との関係で必要となる権限を有する主任の大臣との調整権限、および、労働協約締結の際の権限授権が必要と考える。締結された労働協約の実施に必要な予算措置について、国会が関与することは当然としても、主任の大臣が交渉当事者とならないことをもって労働協約締結権を制約すべきではない。

以上から、締結された労働協約の範囲内で、使用者である政府全体として履行責任を負うものとすべきである。

- ② これらは、労働協約によって、政府たる政府としての予算編成権に一定の制約を課

すようにも見える。しかし、労働基本権との調整と考えれば、政府が国会に対して負う説明責任が、労働協約の締結によって付加されたことになるという考え方も可能であるとする。

2、労使関係の透明性の向上

(1) 交渉制度の整備が労使関係の透明性を向上

- ① 現行の国家公務員法でも、「合意を目的とする交渉」は否定されていないが、合意結果の履行の義務はない。現行の交渉が、職員団体の意見表明か、信頼を基礎に置く協議かも制度上は不明である。このように、ルールが不明確なことが、労使関係を不透明にしてきたとも言える。
- ② したがって、団体交渉制度を整備し、労働条件にかかわる事項のすべてを交渉対象に、労働協約締結までのルールや、締結結果を法令・予算に反映させるルールを明確にしていくこと自体が、労使関係の透明性を向上させることにつながると思う。

(2) 自律的労使関係の発展には国民の理解は不可欠

- ① 公務の自律的労使関係を整備し、発展させていくためにも国民の理解は不可欠であるとする。その意味でも、交渉制度の明確化は必要な課題である。
同時に、ルールに従った労使自治は、公務の労使関係でも認められなければ、公務員制度の近代化も図られないのではないかと考える。その点で、労使以外の当事者が交渉過程に過度に介入するような交渉制度の設計には賛成できない。
- ② 交渉結果としての協約、交渉の端緒となる要求書などが公開対象となることは当然だが、予備折衝など正式の交渉に至る議論過程を公開することは、担当者が発言内容に慎重になり、交渉自体の円滑な進行を妨げるなど、自律的労使関係を過度に制約することになりかねない。
ただし、労働協約の締結に至り、あるいは交渉不調となるなど一定の結論に至った段階での交渉概要などを公表することに反対するものではない。
- ③ 「合意を目的としない交渉」や意見交換、予備交渉などを公開対象とすることには賛成できない。いずれも、公務運営に影響する結果を生じないとする。
- ④ 公開の対象となるのは、当局に団体交渉応諾・誠実交渉義務が生じるすべての交渉であるとする。

(3) 公開の方法について

- ① 中央交渉での賃金改定にかかわる労働協約締結など国民への説明責任が高い事項について、広報やホームページに掲載するなど積極的な対応が求められるものがあることは理解する。
- ② しかし、一般的な交渉結果の公開については、情報公開法などの手続きに従って対応する必要があるとする。仮に、すべての交渉結果について積極的な公開方法を取らなければならないとなれば、公務での自律的労使関係促進の阻害要因ともなりかねないとする。

以 上